

静 情 審 第 6 3 号

平成26年3月24日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月7日付け静空総第141号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡空港に係る航空機騒音対策事業に関する特定の協定書における運用時間の規定に反して運用したとされる航空機の便名等の記載された文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第185号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成25年7月25日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

吉田町空港対策協議会と静岡県と吉田町の三者で締結した「航空機騒音対策事業に係る協定書」の第13条に規定されている運用時間に反して運用された、静岡空港開港時から平成25年7月24日までの航空機の便名（定期便でないものを含む）、運用会社名、及び運用時間に反して運用された理由を記載した文書。運用会社から静岡県に提出のあった文書を含む。

- (2) 平成25年8月6日、実施機関は、吉田町空港対策協議会（以下「甲」という。）、静岡県（以下「乙」という。）及び吉田町（以下「丙」という。）の三者で締結した「航空機騒音対策事業に係る協定書」（以下「騒音協定」という。）に反する運用の事実はなく、本件対象文書は存在しないとして、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年10月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月7日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 騒音協定第13条第1項は「空港の運用時間は7時30分から20時30分までの間とする。」と、第2項は「前項に定める時間を越えて運用時間を定めようとするときは、あらかじめ甲乙丙で協議をするものとする。」とのみ規定しており、この運用時間を越えて運用された航空機は静岡空港開港以来多く存在し、騒音協定に反することは明白である。それにもかかわらず、騒音協定に反することはないとして、文書不

存在としていることは不当である。

- (2) 静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号。以下「空港条例」という。）第4条では「空港の滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）の運用時間は、午前7時30分から午後8時30分までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。」とし、そのただし書で運用時間の変更を実施機関が認めればできるとしている。しかし、空港条例の制定は平成20年3月25日であり、騒音協定の締結日である平成19年8月2日より後である。空港条例は騒音協定の締結後になって制定されたものであって、騒音協定に適用することはできない。空港条例第4条ただし書にあるように騒音協定においても変更できるようにするならば、騒音協定第13条第2項にあるように、運用時間の変更により「前項に定める時間（7時30分から20時30分までの間）を越えて運用時間を定めようとする」ことに相当するから、「あらかじめ甲乙丙で協議するものとする。」により協議の必要がある。あらかじめとあるからには、静岡空港の運用を開始して最初に運用時間を越えて運航される前までに協議をする必要があるがその事実はない。また、騒音協定第15条の「・・・定めのない事項については、甲乙丙協議の上、処理するものとする。」に従って協議により運用時間の変更について処理する必要がある。しかし、これについて協議された事実はない。よって、騒音協定上では、運用時間に反している事実があるにもかかわらず、運用時間に反している事実はないとすることは、文書不存在の理由には当たらない。
- (3) 騒音協定の前書きには、「・・・航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項について、次のとおり協定を締結する。」とあって、定期便の遅延等は騒音協定に反しないという考え方があがるが、運用時間についての記載は、当初の案にはなく、加えられて現在の騒音協定になった経緯があつて、基本的事項に相当する。基本的事項という記載は抽象的であつて、どこまでが基本的事項の範囲であるか明確でない。少なくとも航空機が運用時間を越えて運用された事実は騒音協定第15条にある「疑義」に当たるから、同条の「・・・協議の上、処理するものとする。」に従って協議の上処理する必要があるが、協議して処理した事実はない。よって、騒音協定上では、運用時間に反している事実があるにもかかわらず、運用時間に反している事実はないとした文書不存在の理由は不当である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 空港条例
  - ア 公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項）については、その設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならない（同法第244条の

2 第 1 項)。また、空港法（昭和31年法律第80号）第12条第 1 項は、空港の運用時間等について空港供用規程を定め、これを公表しなければならない旨規定している。このため、静岡空港においても、空港条例を制定し、設置の趣旨（第 1 条）、設置の目的、名称及び所在（第 2 条）等を定めている。

イ 空港条例第 4 条本文は「滑走路、誘導路及びエプロン（以下「滑走路等」という。）の運用時間は、午前 7 時30分から午後 8 時30分までとする」と規定し、静岡空港における基本的な運用時間を定めている。

ウ 一方、空港条例第 4 条ただし書は「実施機関は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することができる」と規定し、一定の事由が発生した場合に、同条本文の基本的な運用時間を臨時的に変更することができることとしている。

## (2) 騒音協定

ア 騒音協定は、「航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項」を定めるものであり（前文）、「航空機騒音による障害の防止を図り生活環境を保全する」ことを目的として航空機騒音対策事業を実施することを明らかにしている（第 1 条）。

イ 騒音協定第13条第 1 項は、「空港の運用時間は 7 時30分から20時30分までの間とする」と、同条第 2 項は、「前項に定める時間を越えて運用時間を定めようとするときは、あらかじめ甲乙丙で協議をするものとする」と規定している。

## (3) 騒音協定第13条の趣旨

ア 騒音協定第13条第 1 項は、静岡空港の基本的な運用時間を定めたものであり、同条第 2 項は、同条第 1 項の運用時間、すなわち、空港条例第 4 条本文に規定する基本的な運用時間を変更する場合の手續を定めたものであって、同条ただし書に基づく臨時的な運用時間の変更を行う場合にまで適用されるものではない。

イ 騒音協定第13条第 2 項が空港条例第 4 条ただし書の規定に基づく臨時的な運用時間の変更を妨げる趣旨ではないことは、同項が甲乙丙の三者協議という一定程度時間を要する手續を定めていることから明らかである。換言すれば、気象条件、機材トラブル、自然災害等の様々な事情により運航ダイヤが乱れることはあり得るのであり、離着陸の遅延が発生しそうな場合に、その都度、騒音協定上の三者協議が要求されると解釈することは現実的ではない。

ウ 騒音協定第13条第 1 項の運用時間と空港条例第 4 条本文の運用時間の間に齟齬はなく、同条ただし書に基づく臨時的な運用時間の変更も妨げられるものではないから、異議申立人が主張するような協定違反の事実はない。

## (4) 空港条例と騒音協定との関係

異議申立人は、空港条例の制定が騒音協定の締結よりも後であるということを利用して、騒音協定違反の事実が存在する旨主張するが、騒音協定第13条第 1 項の趣旨

は(3)で述べたとおりであり、騒音協定に違反する事実はない。

(5) 騒音協定前文の趣旨等

騒音協定前文にあるとおり、騒音協定が航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項を定めるものであることはそのとおりであるが、異議申立人が問題とする騒音協定第13条の趣旨は(3)で述べたとおりであり、空港条例第4条ただし書の臨時的な運用時間の変更が、騒音協定上の「疑義」に当たるとは解されない。

(6) まとめ

以上のとおり、騒音協定第13条に規定されている運用時間に反して運用された事実はないため、本件対象文書は存在しない。

なお、本件処分に先立ち、開示請求の内容に関して異議申立人に電話で確認したところ、空港条例第4条ただし書の運用時間の変更を行う際に航空会社から提出される「運用時間変更申出書」を請求しているものではないとの回答を得ている。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求書の記載及び開示請求の内容に関して実施機関が異議申立人に電話で確認した結果を踏まえると、静岡空港の設置に当たり、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項について定めた騒音協定第13条の規定に反する運用がなされていることについて、静岡空港開港時から開示請求日の前日である平成25年7月24日までの間に、当該運用に関して実施機関が作成し、又は取得した文書であると解される。

これに対し、実施機関は、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 本件対象文書の不存在について

実施機関は、騒音協定第13条の趣旨や空港条例と騒音協定の関係等について以下のとおり説明し、同条に規定されている運用時間に反して運用された事実はないため、本件対象文書は保有していないとする。

ア 地方自治法上、公の施設については、設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないため、静岡空港についても、空港条例を制定し、設置の趣旨、目的、所在等を規定している。

イ 空港条例第4条本文では、滑走路等の運用時間は午前7時30分から午後8時30分までとしているが、同条ただし書では、実施機関は、定期便の遅延、地震その

他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更できるとし、一定の事由が発生した場合には、同条本文で定める基本的な運用時間を臨時的に変更することができることとしている。

ウ 騒音協定は、静岡空港の設置に当たり、航空機騒音による障害の防止を図り、生活環境を保全することを目的として、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項を定めたもので、その第13条では、空港の運用時間は7時30分から20時30分までの間とし、この時間を越えて運用時間を定めようとするときは、あらかじめ甲乙丙の三者で協議するものと定めている。

エ 騒音協定第13条第1項は、空港条例第4条本文にいう静岡空港の基本的な運用時間を定めたものであり、騒音協定第13条第2項は、基本的な運用時間を変更する場合の手続を定めたものであって、空港条例第4条ただし書に基づく臨時的な運用時間の変更を行う場合に適用されるものではない。したがって、騒音協定第15条で甲乙丙三者協議が必要とされている騒音協定上の疑義にも当たらない。

公の施設である静岡空港に関して地方自治法で制定を義務付けられた空港条例の第4条は、同空港の基本的な運用時間とその臨時的な変更について規定しており、同空港に係る航空機騒音対策事業に関する基本的事項について定めた騒音協定の第13条は、騒音協定で定める範囲を超えて同空港の基本的な運用時間について定めようとする場合の手続を定めたもので運用時間の臨時的な変更の際に適用されるものではないなどとする上記のアからエまでの実施機関の説明は是認することができる。このことから、騒音協定第13条に規定されている運用時間に反して運用された事実はないため本件対象文書は保有していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書の存在を推認させる事情も窺えないことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 25 年 11 月 11 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 25 年 12 月 11 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 25 年 12 月 16 日	審議	第 267 回
平成 26 年 1 月 27 日	審議	第 268 回
平成 26 年 2 月 24 日	審議	第 269 回
平成 26 年 3 月 24 日	審議（答申）	第 270 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 267 回～第 270 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 267 回、第 269 回、 第 270 回
中野 美恵子	静岡大学 副学長	第 267 回～第 270 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 267 回～第 270 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 267 回～第 270 回
山本 雅昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 267 回～第 270 回